

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 1. 22	R7. 2. 4	・ 令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校のうち新宿区の学校 ・ 令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校のうち新宿区の学校 ・ 令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校のうち新宿区の学校	6	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
2	R7. 1. 23	R7. 2. 4	令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	10	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
3	R6. 12. 11	R7. 2. 7	本校ダンス部に関する報道について	2	1															教育庁指導部管 理課
4	R6. 12. 11	R7. 2. 7	●●ダンス部の活動の見直しについて（ヒップホップの記事に関して）	3		1									1				・ 対象公文書は、区が関係者に対して行った聞き取りにより得た情報であり、他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより今後区教委が正確な情報を把握する上で支障が生じるおそれがある。 ・ また、生徒の進路希望、顧問と生徒の対応について、公にされることが前提となると、生徒及び学校関係者の信頼関係に支障が生じ、今後類似の事態が生じた際の適正な生徒指導等の学校運営が困難となるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	教育庁指導部管 理課

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R6. 12. 11	R7. 2. 7	開示請求書②-① （１）処分理由書 （２）●●●教諭●●●の服務事故について （３）●●●教諭●●●の服務事故に関する事情聴取書 （４）●●●教諭●●●の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 （５）●●●教諭●●●の服務事故の関係者に対する事情聴取書 開示請求書②-② （１）処分説明書 （２）●●●教諭●●●の服務事故について （３）●●●教諭●●●の服務事故に関する事情聴取書	35		1					1				1			・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号） ・事故者・被害者等の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、所属校等への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために、業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号） ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号）	教育庁人事部職員課	
6	R6. 12. 13	R7. 2. 10	「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR3）の●●について」起案原議	3		1									1			【担当者の内線番号】 ・職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
7	R6. 12. 13	R7. 2. 10	「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR3）の●●について」起案原議	3		1									1			【担当者の内線番号】 ・職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
8	R6. 12. 27	R7. 2. 17	・令和 5 年度東京都立高等学校入学選抜要領 8 ページから 9 ページの第 2－2－3 ・「令和 5 年度東京都立高等学校入学選抜点検業務の進め方」の送付について	29		1									1			採点業務の支障その他の不測の事態が発生することにより本来の点検業務の遂行に遅れが出るなど、選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 点検業務の実施方法の詳細が明らかになることで、外部からの入試情報への侵入が容易になり、採点結果や合格候補者決定に関する情報の改ざんや漏洩に伴う対応等が発生することにより、同業務の遂行に遅れが出るなど選抜業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
9	R6. 12. 27	R7. 2. 17	令和 5 年度東京都立高等学校入学選抜実施要綱・同細目															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため。（東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
10	R7. 2. 6	R7. 2. 18	2024年に実施された東京都公立学校教員採用試験に関する●●の文書						1									請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁人事部人事計画課	

令和 6 年度 公文書開示（2 月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R7. 2. 14	R7. 2. 27	・ 令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・ 令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・ 令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	39	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
18	R7. 2. 14	R7. 2. 27	・ 令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校 ・ 令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校					1											対象文書の保存期間が超過したことに伴い廃棄しており、存在しないため。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
19	R6. 12. 29	R7. 2. 27	事業の方針変更等に関する覚書	28		1						1	1		1				・ 業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・ 当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
20	R6. 12. 1	R7. 2. 28	6小松川高第49号「令和6年度硬式野球部外部指導員の依頼について」	4		1					1								外部指導員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等 学校
21	R6. 12. 1	R7. 2. 28	6小松川高第104号「令和6年度硬式野球部外部指導員の委嘱について」	2		1					1								外部指導員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等 学校

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
22	R6. 12. 1	R7. 2. 28	5 小松川高第1866号「令和5年度学校経営報告について」	6	1															都立小松川高等学校
23	R6. 12. 1	R7. 2. 28	5 小松川高第736号「【スクールカウンセラー】休業日に勤務をする場合の届出書等の提出について」	4		1									1				【休業日に勤務をする理由の一部】 当該情報は、公にすることにより、休業日に勤務をする基準が明らかとなり、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【具体的な職務の内容の一部】 当該情報は、公にすることにより、休業日に勤務をする基準が明らかとなり、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立小松川高等学校
24	R6. 12. 1	R7. 2. 28	5 小松川高第678号「【スクールカウンセラー】休業日に勤務をする場合の届出書等の提出について」	4		1									1				【休業日に勤務をする理由】 当該情報は、公にすることにより、休業日に勤務をする基準が明らかとなり、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立小松川高等学校